

# 第1号被保険者の独自の給付

子のない妻には  
寡婦年金



3年(36か月)以上  
保険料を納めたら  
死亡一時金



## 第1号被保険者の独自の給付

第1号被保険者の遺族給付である遺族基礎年金は子のいる配偶者が子しか受給できません。そこで次の二つの独自の給付があります。

### ●寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めている期間中に(免除期間を含む)、受給資格期間を満たしている夫が死亡したとき、10年以上婚姻関係のあった妻が60歳から65歳になるまで受給することができます。

**年金額** → 夫が受けられたであろう第1号被保険者にかかる老齢基礎年金の4分の3

### ●死亡一時金

第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除制度により一部納付した期間は納付率に応じて算出)が3年(36か月)以上ある人が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに死亡したとき、生計をともにしていた遺族が受給することができます。

### ●受給額 保険料納付済期間に応じて

保険料納付済期間	金額
3年以上15年未満	120,000円
15年以上20年未満	145,000円
20年以上25年未満	170,000円
25年以上30年未満	220,000円
30年以上35年未満	270,000円
35年以上	320,000円

なお、付加保険料を3年以上納付している場合は8,500円が加算されます。